

ごみの分け方・出し方

(1)可燃ごみ【週2回】 ※令和3年11月1日からプラスチック容器類も可燃ごみ

具体例	出し方
 <p>おむつ</p>  <p>枝・草</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■必ずごみ袋（黒色を除く）を使用してください。 ■これまで「プラスチック容器類」としてきたものは「可燃ごみ」と一緒の45ℓのごみ袋に入れて出してください。
 <p>かばん</p>  <p>くつ・ サンダル</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■45ℓのごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」の収集日に出してください。 ■おむつは汚物を取り除いてから出してください。
 <p>生ごみ (貝殻含)</p>  <p>花火</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■庭などの枝木類（一本の幹の太さ20cm以下）は長さ50cm以下に切り、十分乾かしたうえで、1束30cm以内となるようひもでくるか、45ℓのごみ袋に入れて出してください。草は土砂を除いて乾かしてください。
 <p>ホース</p>  <p>ボール</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■取り外せる金具は不燃ごみで出してください。 ■生ごみは十分水切りをしてください。
 <p>CD・DVD</p>  <p>ゴム手袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■花火は水に十分湿らせてから出してください。 ■ホースは1m以下に短く切り45ℓのごみ袋に入れて出してください。
 <p>ぬいぐるみ</p>  <p>フロッピーディスク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ボールの空気は抜くようにしてください。 ■竹串など鋭利なものは、紙などに包んで「キケン」と明記してください。
 <p>カップ容器</p>  <p>シャンプー容器</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■新聞紙・ダンボール・牛乳パック・雑がみ・布類は「資源ごみ」の収集日に出してください。 ■天ぷら油などの廃食用油は、廃油処理剤などで固めてから出してください。

可燃ごみの減量にご協力ください！

《主な減量方法》

- 生ごみの水はできるだけ切る。
- 食べ残しをなくす。
- マイバッグを持参する。
- 資源ごみの分別を徹底する。(ペットボトル、古紙や布類など)
- 生ごみを堆肥化する。(詳しくは21Pを参照)

「生ごみ処理機」や「コンポスト容器」を購入された人を対象とした補助金制度があります。

もったいない！「食品ロス」を削減しよう！

「食品ロス」とは、食べられるのに捨てられる食べ物のことで、約半分は一般家庭から出ています。

「食品ロス」の量は年間約600万t(農林水産省および環境省「平成30年度推計」)にものぼり、国民一人当たりになると、

毎日約130g(茶碗1杯のご飯の量に相当)が捨てられていることとなります。




今日からできる「食品ロス」の削減

- 買い物をするときは、事前に冷蔵庫の中身を確認して、余分なものを買わないようにしましょう。
- すぐに食べる場合は、賞味期限や消費期限が近い食料品を買きましょう。
- 外食するときは、食べられないと思ったら、小盛りにしてもらいましょう。
また、食べ残しの持ち帰りができるか、お店の人に確認しましょう。
- 「フードドライブ」(家庭で余っている食品を持ち寄り、それを必要としている福祉団体・施設に寄付する活動)に協力しましょう。
※稲美町では「生活協同組合コープこうべ」の取組みを後援しています。


(2)空缶【月1回】

具体例	出し方
<p>スチール缶 アルミ缶</p> <p>菓子缶</p> <p>油缶</p> <p>缶詰</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■必ず透明な袋を使用してください。 ■油缶の中身は空にしてください。 ■ マークのついたものを出してください。 ■スプレー缶やカートリッジガスボンベなどは絶対に入れないでください。混入している場合は収集できません。 ■スプレー缶やカートリッジガスボンベなどは、「スプレー缶等」の収集日に出してください。



(3)不燃ごみ【月 1 回】

具体例	出し方
 <p>植木鉢</p>  <p>板ガラス</p>	<p>■必ず 45 ℓ の透明な袋を使用してください。</p> <p>■45 ℓ のごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」の収集日に出してください。</p> <p>■陶器の植木鉢は「不燃ごみ」、プラスチックのものは「可燃ごみ」の収集日に出してください。</p>
 <p>化粧びん</p>  <p>縫い針</p>	<p>■板ガラス、ガラス食器などのガラスは、箱に入れ、「キケン」と明記して出してください。</p> <p>■化粧びんは、資源化できないので「不燃ごみ」の収集日に出してください。</p>
 <p>調理鍋</p>  <p>ラケット</p>	<p>■針類や包丁などの刃物は、紙などに包んで「キケン」と明記して出してください。</p>
 <p>包丁</p>  <p>スプーン・フォーク</p>	<p>■<u>蛍光灯・乾電池は、器具などから取り外し、分別して、「蛍光灯・乾電池・使い切りライター」の収集日に出してください。</u></p> <p>■<u>スプレー缶やカートリッジガスボンベなどは、「スプレー缶等」の収集日に出してください。</u></p>
 <p>土鍋</p>  <p>傘</p>	<p>■レンガ、瓦、ブロック、土砂などは混入しないでください。</p> <p>■可燃ごみを混入しないでください。</p>
 <p>食器類</p>  <p>炊飯器</p>	<p>■使用済み小型家電は、小型家電回収ボックスに出すようにご協力ください。 (詳しくは 18P を参照してください)</p>

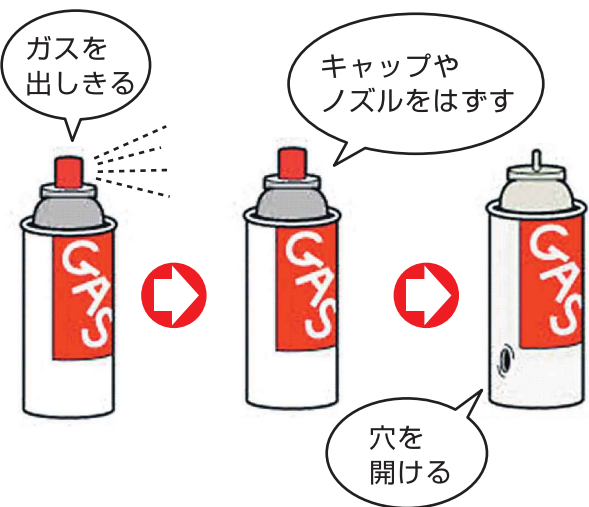
(4)空きびん【月 1 回】

具体例	出し方
 <p>ビールびん</p> <p>食品用のびん</p> <p>オイルびん</p> <p>一升びん</p> <p>水洗いをしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■王冠、キャップを取り外し、中身を出して、サッと水洗いして出してください。 ※ラベルは付いていても構いません。 ■<u>耐熱ガラス、化粧びん、蛍光灯、電球、板ガラス、金属、プラスチック、陶磁器などが入っていますとガラスびんの原料に使えませんので混入しないようにしてください。</u> ■「無色透明」「茶」「青・その他」の 3 種類に分けて、各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの回収用ドラム缶に入れてください。

(5)ペットボトル【月 1 回】

具体例	出し方
 <p>飲料</p> <p>油・調味料</p> <p>水洗いをしてから、足で踏みつぶしてください。</p> <p>町では使用済ペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル」事業に取り組んでいます。ご協力をお願いします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■キャップとラベルを取り外し、中身を出して、サッと水洗いしてから、足で踏みつぶして出してください。 ※飲み残しなどは、必ず取り除いて出してください。 ■マークのついたものを出してください。 ■<u>しょうゆ以外の調味料や油、洗剤など非食品のもの、汚れがひどいもの、色のついたものは、「可燃ごみ」の収集日に出してください。</u> ■各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの青い「回収かご」に入れてください。

(6)スプレー缶等【月 1 回】

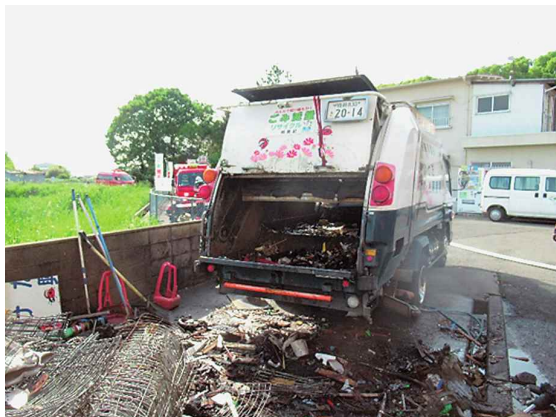
具体例	出し方
 <p>ガスを出しきる</p> <p>キャップやノズルをはずす</p> <p>穴を開ける</p> <p>※火気のない、風通しのよい屋外でガスを抜いてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■中身は全部出し切り、キャップやノズル部分をはずして出してください。 ■<u>収集・処理中に爆発や火災などの危険性がありますので、必ず穴を開けてガスを抜いてください。</u> ■各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの青い「回収かご」に入れてください。

「ボンベやスプレー缶などは、火災の恐れがあり、危険です !!」

ガスが残ったままのボンベやスプレー缶、ライター、乾電池などは火災、爆発の恐れがありますので、非常に危険です。他のごみとは分別して出してください。

これまで、ボンベやスプレー缶などの混入によるごみ収集車の火災事故が発生しています。火災が発生すると、ごみ収集の妨げになるだけでなく、作業員や住民にも危険を及ぼす恐れがありますので、適切なごみ出しに、ご協力をお願いします。

◆ごみ収集車の火災(令和 2 年)



◆収集ごみの火災(平成 29 年)



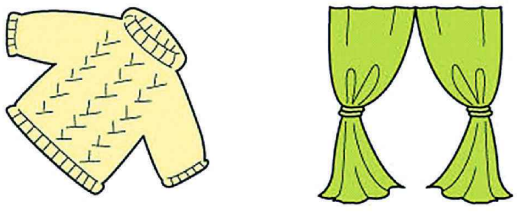


(7) 蛍光灯・乾電池・使い切りライター【月 1 回】

※令和3年11月1日からは「使い切りライター」を分別して「蛍光灯・乾電池・使い切りライター」として収集します。

具体例	出し方
 <p>蛍光灯（環型・直管型・電球型）</p>	<p>蛍光灯</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 蛍光灯（環型・直管型・電球型など）、家庭から出る蛍光灯類は割れないように青い「回収かご」に入れてください。（LEDランプ、白熱電球や割れたものは「不燃ごみ」）。 ■ 包装してあるボール紙は「古紙類」として分別してください。 ■ 各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの青い「回収かご」に入れてください。
 <p>乾電池、ボタン電池 ニッカド、ニッケル、リチウム充電式電池</p>	<p>乾電池</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ボタン電池などを透明な袋に入れてください。 ■ <u>ボタン電池は電極にテープを貼るなどして絶縁してください。</u> ■ 各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの青い「回収かご」に入れてください。 <p>* 乾電池は、役場生活環境課の回収ボックスもご利用いただけます。</p>
<p>《令和3年11月1日から始めます》 使い切りライター ・ 百円ライター ・ 使い捨てライター ・ 着火ライター</p> 	<p>使い切りライター</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 中身のガスをできるだけ使い切って、透明な袋に入れてください。 ■ 各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションの青い「回収かご」に入れてください。 <p>* 使い切りライターは、役場生活環境課の回収ボックスもご利用いただけます。</p>

(8)古紙類・布類【月2回】

具体例(古紙類)	出し方
 <p>新聞・広告紙</p> <p>雑誌</p> <p>ダンボール</p> <p>飲料用紙パック</p> <p>その他の紙(菓子箱などの雑がみ) 紙袋に入れる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「新聞・広告紙」・「雑誌」・「ダンボール」・「飲料用紙パック」・「その他の紙(雑がみ)」に分けて、ひもで十字にしばって出してください。 ■紙マークの表示があるもの(お菓子の空き箱やプリント用紙、包装紙も資源化できます。)やその他の紙製のものは雑誌類といっしょにひもでくくって出すか、手さげ袋(紙製)に入れて出してください。 ■「雑がみ」を資源物として出すときは、家庭にある不用になった紙袋に入れて出してください。 ※取手のビニールやプラスチックは、はずしてください。 ■「雑がみ保管袋」は、「雑がみ」の種類や出し方がイラストつきで記載されています。 ※役場生活環境課でお渡ししています。 
<p>次のものはリサイクルできませんので「可燃ごみ」として出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▼防水加工紙、特殊加工紙(紙コップ、ビニール加工紙、金・銀などの金属加工紙など) ※手で簡単に破れないもの ▼感熱紙(レシート) ▼写真、アルバム、シール ▼圧着ハガキ ▼使い終わったティッシュペーパーなどの衛生紙 ▼臭いや汚れのついた紙(石けんの包装紙、洗剤容器)など 	
具体例(布類)	出し方
 <p>布類</p> <p>カーテン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■中身の見えるごみ袋に入れてください。 ■布類は繊維状のものをリサイクルしますので、汚れているもの、下着、皮、ビニール製は「可燃ごみ」で出してください。 ■各地区で決められた資源ごみを収集しているごみステーションに出してください。

(9)粗大ごみ【年3回】 (大きさは2m×1.5m×1m以内)

具体例	出し方
 <p>コンロ 家電製品</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■誰が出したかわかるようにして、各地区で決められた集積場所へ出してください。 ■45ℓのごみ袋に入るものは「粗大ごみ」として出さず、「可燃ごみ」や「不燃ごみ」、「資源ごみ」などに分別してごみステーションに出してください。
 <p>タンス 自転車</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■コンロはガスボンベ、電池を抜いてから出してください。 ■家電リサイクル法対象の家電製品（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機など）は出さないでください。
 <p>つくえ ベッド (スプリングの入っていないもの)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ※詳しくは17Pを参照してください。 ■ベッドのマットレスにスプリングの入ったものは、収集ができませんので直接施設に持ち込んでください。 ■蛍光灯・乾電池は、器具等から取り外し、分別して各収集日に出してください。

(10)長尺可燃ごみ【年3回】

※令和3年11月1日からは、ふとん・カーペットなどを「長尺可燃ごみ」として収集します。

具体例	出し方
 <p>ふとん カーペット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■たて・よこ・高さ 1m 以内の大きさになるようにふとんはたたんで、カーペットは巻いて、ひもでくくってください。 ■ふとんは雨天または雨天が予想される場合は出すのを控えてください。
 <p>電気毛布 電気カーペット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ふとんは令和3年10月末までは、稲美町清掃センターへ直接持ち込んでください。 ■電気毛布や電気カーペットの電気コード類は取り外すか切断して、「不燃ごみ」で出してください。
 <p>ござ テント</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■「長尺可燃ごみ」の収集場所は「粗大ごみ」と同じですが、分別して出してください。 ■50cm以下に切断し、45ℓのごみ袋に入るものは「可燃ごみ」としても出すことができます。

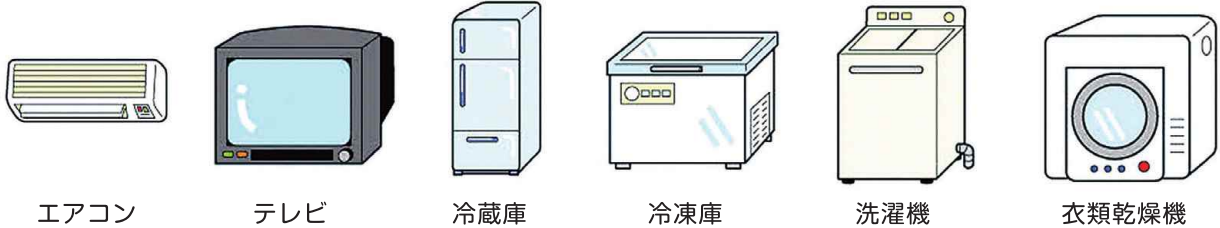
(11) 収集できないもの

事業活動から出る一般廃棄物、引っ越し等による大量のごみ

個人的に収集運搬を依頼する
場合は右記業者へ

- いけだ興産(株) TEL.079-495-3225
- 稲美清掃 TEL.079-492-3482
- (有)岡田清掃社 TEL.079-492-3100

家電リサイクル法対象の家電製品



購入したお店か、買い換えたお店に引き渡してください。
引き取り店がわからない場合は、協力店(24P 参照)にご相談ください。

パソコン



各メーカーまたは一般社団法人パソコン3R推進協会
<03-5282-7685>へお問い合わせください。
ノートパソコンは使用済み小型家電回収ボックスで回収できます。

処理困難物及び危険性、毒性のあるもの



上記の他、ガスボンベや火薬類などは、購入したお店か、買い換えたお店に引き渡してください。

エコクリーンピアはりまへ直接搬入するもの(令和4年2月1日から)



畳は 10 枚 / 日 スプリング入りマットレス

令和4年1月末までは
稲美町清掃センターへ直接搬入してください。
※畳は 6 枚 / 月までとなります。

最終処分場へ搬入するもの

- 石、瓦、コンクリートから、土砂、レンガなど(事業用以外)
- ・ 10kgにつき20円の手数料が必要です。
 - ・ 搬入には事前に予約が必要です。令和4年3月末までは稲美町清掃センターへ連絡をしてください。
令和4年4月1日以降は役場生活環境課へ連絡をしてください。
 - ・ 増改築や造園工事により発生した住宅設備、材木、ブロック、畳、スレートなどの処分は、請負業者や産業廃棄物処理業者に依頼してください。

(12) 使用済み小型家電【拠点回収】

ごみの減量、資源の有効活用のため使用済み小型家電を回収しています。回収ボックスは役場生活環境課のほか、町内の公共施設5カ所に設置していますのでご協力ください。

具体例	出し方																					
<div style="display: flex; flex-wrap: wrap; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> 携帯電話</div> <div style="text-align: center;"> ノートパソコン</div> <div style="text-align: center;"> ゲーム機</div> <div style="text-align: center;"> スマートフォン</div> <div style="text-align: center;"> 電卓</div> <div style="text-align: center;"> 電話器</div> <div style="text-align: center;"> ラジカセ</div> <div style="text-align: center;"> ドライヤー</div> </div> <p>その他、対象品目の例 ビデオカメラ、電子辞書 カーナビ、DVDレコーダー、デジタルオーディオプレイヤーなど</p>	<p>【回収対象品目】 家庭で不要になった使用済みの小型家電で、回収ボックスの投入口（15cm×30cm）に入るものが対象です。</p> <p>【回収ボックス設置場所】 ※年末年始などの休館日は回収できません。</p> <table border="1" data-bbox="829 660 1404 1232"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>開庁時間など</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>稲美町役場</td> <td>国岡 1-1</td> <td>平日 8:30 ~ 17:15</td> </tr> <tr> <td>総合福祉会館</td> <td>国岡 6-184</td> <td>9:00 ~ 17:00 休館日 日曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>加古福祉会館</td> <td>加古 4369-3</td> <td>9:00 ~ 17:00 休館日 木曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>母里福祉会館</td> <td>野寺 113-1</td> <td>9:00 ~ 17:00 休館日 火曜日・祝日</td> </tr> <tr> <td>いなみ文化の森</td> <td>国安 1286-1</td> <td>8:30 ~ 17:15 休館日 第1・第3月曜日</td> </tr> <tr> <td>農村環境改善センター</td> <td>六分一 541-2</td> <td>9:00 ~ 17:00 休館日 月曜日・祝日</td> </tr> </tbody> </table> <p>【回収ボックス】 役場生活環境課 町内の公共施設 5カ所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p>【ご注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報、必ず消去してください。 ・テレビ、冷蔵庫など家電リサイクル法対象品目は出せません。 ・使用済み小型家電以外のものは回収ボックスに入れないでください。 ・家庭から排出されたものに限ります。 ・返却はできません。 	施設名	所在地	開庁時間など	稲美町役場	国岡 1-1	平日 8:30 ~ 17:15	総合福祉会館	国岡 6-184	9:00 ~ 17:00 休館日 日曜日・祝日	加古福祉会館	加古 4369-3	9:00 ~ 17:00 休館日 木曜日・祝日	母里福祉会館	野寺 113-1	9:00 ~ 17:00 休館日 火曜日・祝日	いなみ文化の森	国安 1286-1	8:30 ~ 17:15 休館日 第1・第3月曜日	農村環境改善センター	六分一 541-2	9:00 ~ 17:00 休館日 月曜日・祝日
施設名	所在地	開庁時間など																				
稲美町役場	国岡 1-1	平日 8:30 ~ 17:15																				
総合福祉会館	国岡 6-184	9:00 ~ 17:00 休館日 日曜日・祝日																				
加古福祉会館	加古 4369-3	9:00 ~ 17:00 休館日 木曜日・祝日																				
母里福祉会館	野寺 113-1	9:00 ~ 17:00 休館日 火曜日・祝日																				
いなみ文化の森	国安 1286-1	8:30 ~ 17:15 休館日 第1・第3月曜日																				
農村環境改善センター	六分一 541-2	9:00 ~ 17:00 休館日 月曜日・祝日																				
<p><小型家電回収ボックス(15cm×30cm)に入る電化製品なら可></p>																						

(13) その他のボックス回収【拠点回収】

役場生活環境課では、使用済み小型家電回収ボックス以外に下記のものも回収しています。

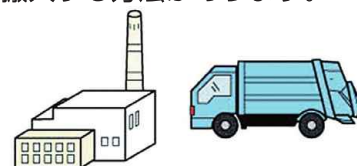
具体例(乾電池・使い切りライター)	出し方
<div data-bbox="363 369 662 683" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="220 651 719 745"> 乾電池 ・乾電池、ボタン電池 ・ニッカド、ニッケル、リチウム充電式電池 </p> <div data-bbox="295 929 582 1254" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="502 1205 726 1355"> 使い切りライター ・百円ライター ・使い捨てライター ・着火ライター </p>	<div data-bbox="842 320 949 353" data-label="Section-Header"> <h4>乾電池</h4> </div> <ul data-bbox="829 369 1412 533" style="list-style-type: none"> ■マンガン乾電池、アルカリ乾電池、ボタン電池などを回収ボックスに入れてください。 ■ボタン電池は電極にテープを貼るなどして絶縁してください。 <div data-bbox="842 857 1093 891" data-label="Section-Header"> <h4>使い切りライター</h4> </div> <ul data-bbox="829 907 1412 1120" style="list-style-type: none"> ■中身のガスをできるだけ使い切って、回収ボックスに入れてください。 ※令和3年11月1日からは「蛍光灯・乾電池」の日に「使い切りライター」を追加し、月に1回の「資源ごみ」の日にも出せます。 <div data-bbox="829 1182 1141 1254" data-label="Text"> <p>【回収ボックス設置場所】 役場生活環境課</p> </div> <div data-bbox="1165 1182 1380 1400" data-label="Image"> </div>
具体例(水銀製品)	出し方
<div data-bbox="319 1742 646 1792" data-label="Image"> </div> <p data-bbox="438 1814 566 1848">水銀体温計</p> <p data-bbox="287 1859 726 1926"> ※電子体温計・アルコール体温計は「不燃ごみ」として出してください。 </p>	<ul data-bbox="829 1523 1412 1601" style="list-style-type: none"> ■家庭用の水銀体温計・水銀温度計・水銀血圧計等の回収にご協力ください。 <div data-bbox="829 1612 1141 1691" data-label="Text"> <p>【回収ボックス設置場所】 役場生活環境課</p> </div> <div data-bbox="981 1713 1268 1982" data-label="Image"> </div>

(14) 事業系一般ごみの扱い

事業系一般ごみは、会社、工場、商店など、あらゆる事業活動に伴って排出される「産業廃棄物」以外のごみを指します。事業系ごみは、事業者の責任において処理することとなっています。

事業系一般ごみは、稲美町一般廃棄物収集運搬許可業者(24P参照)へ依頼するか、「エコクリーンピアはりま」(令和4年1月末までは「稲美町清掃センター」)へ直接搬入する方法があります。直接搬入の場合は有料(10kgにつき130円)となります。

- 地区のごみステーションには出せません。
- 産業廃棄物は搬入できません。
- 事業系一般ごみを出すときは、「**事業系指定ごみ袋**」を使用してください。



稲美町一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託する場合も同じです。

※家庭から出る可燃ごみはこれまでと変更ありません。

事業系指定ごみ袋について

販売場所：稲美町商工会（稲美町国岡1丁目1番地 TEL 079-492-0200）

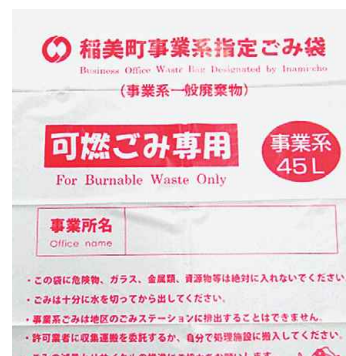
販売時間：平日 9:00 ~ 17:00

販売内容：45ℓ、70ℓ、90ℓ 各1セット10枚入りで販売しています。

※価格は、町ホームページに掲載しています。

事業系一般ごみの減量にご協力ください！

- 古紙類** 古紙回収業者に委託してください。
- 機密文書** 溶解リサイクル処理が可能な古紙回収業者に委託してください。
- 剪定枝** 加古郡リサイクルプラザへ直接搬入するか、造園業者に委託してください。



○産業廃棄物の処理

産業廃棄物処理業の許可を受けた業者に処理を委託してください。

産業廃棄物処理業者の紹介

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会

TEL 078-381-7464（神戸市中央区栄町通 2-4-14）